

令和 6 年度に主務省令期間が終了した行政執行法人に係る
効率化評価の点検結果について（報告）

令和 7 年 12 月 4 日
独立行政法人評価制度委員会評価部会

- 1 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）において、「行政執行法人は、（略）三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間の最後の事業年度の終了後、当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況について、主務大臣の評価を受けなければならない」（第 35 条の 11 第 2 項）、また、「委員会は、（略）通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない」（同条第 7 項）とされている。
- 2 今般、令和 6 年度に主務省令期間が終了した行政執行法人の年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況について、主務大臣による評価が行われ、本委員会に対して評価の結果が通知された。
- 3 「独立行政法人評価制度の運用に関する基本的考え方」（令和 4 年 4 月 8 日独立行政法人評価制度委員会決定）に掲げる視点等を踏まえて、当該評価の結果を点検した結果、いずれの項目についても
 - ① 合理的な根拠・説明に基づき評定が付されていること
 - ② 実績と目標との関係が明確で、必要な比較分析が行われていることから、主務大臣に意見を述べる必要があると考えられるものはないとの結論に至った。

以上